

| | |
|--------|------------|
| 議会受付番号 | 鎌議第 1157 号 |
| 質問者 | 上畠寛弘 議員 |
| 答弁する者 | 市長（総務部職員課） |

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

職員団体ならびに労働組合との交渉について

2 質問の要旨

- 1 次回、鎌倉市職員労働組合との交渉は何時か。交渉事項は何を予定しているか。交渉が必要な項目は何か。
- 2 次回、鎌倉市職員労働組合現業職員評議会との交渉はいつか。単純労務職に係る部分は、あくまで現業職員評議会とのみ協議するのか。交渉・協議に於いて、一般職員の組合員（職員団体）は同席させないのか。交渉が必要な項目は何か。
- 3 監査委員が分かりやすいよう、いずれの性質も含む職員団体と労働組合の交渉は行うべきでないと思うが、市長と監査委員の見解は何か。
- 4 監査委員が求めた場合、交渉に同席することは可能か。市長の見解は何か。

3 答弁

- 1 次回の交渉は 10 月中を予定しています。交渉事項は、昨年 1 月に提示した「鎌倉市新たな人事・給与制度について」において妥結に至っていない①複線型人事制度の導入について、②キャリアプランの明確化について、③旅費日当の見直しについて、④昇給制度の見直しについての 4 つを再提示しています。

また、人事院勧告に基づいた給与改定及び地方公務員法の改正に伴う人事評価制度についても 10 月に提示する予定です。

- 2 次回の交渉は 10 月中を予定しています。交渉事項は、旅費日当の見直しについて、昇給制度の見直しについての 2 つを再提示しており、基本的には、職員団体と同じテーブルで、これまでの交渉スタイルで行っていくこととします。

また、職員団体と同様に人事院勧告に基づいた給与改定及び地方公務員法の改正に伴う人事評価制度についても 10 月に提示する予定です。

- 3 労働組合である現業職員評議会が職員団体との二面性を有することから、これまでと同様に職員団体と交渉していきたいと考えています。
- 4 鎌倉市職員労働組合との協議は必要ですが、基本的には、労使交渉の場に第三者が同席することの必要性は考えておりません。